

第2回 熊本県「無らい県運動」検証委員会

日時 平成23年3月6日（日）

午後2時から4時まで

場所 菊池恵楓園 社会交流会館

次 第

1 開 会

2 熊本県健康福祉部長挨拶

3 議 題

(1) 協力員の選定について

(2) 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書（仮）の構成について

(3) 執筆の担当について

(4) 今後必要となる調査について

(5) 聞き取り調査に関する報告について

(6) その他

4 閉 会

熊本県「無らい県運動」検証委員会名簿

	所 属	氏 名
委員長	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授	内田 博文
委 員	菊池恵楓園入所者自治会副会長	志村 康
委 員	熊本大学教授	小松 裕
委 員	熊本学園大学教授	遠藤 隆久
委 員	熊本日日新聞社論説委員	泉 潤

(敬称略)

熊本県「無らい県運動」検証委員会設置要項

(名 称)

第1条 この委員会は、熊本県「無らい県運動」検証委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本県における「無らい県運動」などのハンセン病隔離政策に関し、記録の作成に係る方策の検討、記録の検証、記録の作成等を行うことによって、今後の再発防止、偏見や差別のない社会の実現を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本県の「無らい県運動」の記録作成に係る方策に関すること
- (2) 本県の「無らい県運動」の記録に係る検証に関すること
- (3) 本県の「無らい県運動」の記録の作成に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員は、関係団体の代表及び学識経験者等をもって構成する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、熊本県健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(附 則)

この要項は、平成23年1月7日から施行する。

この要項は、平成23年1月26日から施行する。

この要項の改正前に第4条の熊本県「無らい県運動」記録作成委員に就任した者は、改正後、熊本県「無らい県運動」検証委員に就任したものとみなす。

協力員の選定について

《協力員名簿》

(五十音順)

	氏 名	専 門 ・ 経 歴 等
1	井上 佳子	熊本放送報道制作局テレビ制作部次長
2	楠本 佳奈子	熊本日日新聞社会部記者
3	国宗 直子	弁護士・国賠訴訟西日本弁護団員
4	齊藤 真	僧侶・ハンセン病市民学会事務局次長 浄土真宗本願寺派光尊寺住職
5	塚本 晋	日本近現代史・熊本大学大学院文学研究科修了
6	本田 清悟	熊本日日新聞熊本総局次長
7	森 紀子	熊本日日新聞熊本総局記者

(敬称略)

熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書（仮）構成案

発刊の挨拶

- ・熊本県知事
- ・菊池恵楓園入所者自治会長

はじめに（無らい県運動のおおまかな説明）（内田委員長）

第一章 戦前編Ⅰ

1. 熊本県におけるハンセン病の歴史（小松委員）
 - ・清正公とハンセン病のかかわり
 - ・ハンナ・リデルと回春病院
 - ・琵琶崎待老院の設立
2. 「無らい県運動」のきざし（小松委員）
3. 法律「癩予防ニ関スル件」の成立（とその後の改正）（小松委員）

第二章 戦前編Ⅱ

1. 九州各県連合立第5区九州癩療養所の開所（明治42年）（小松委員）
2. 自治会の発足（大正15年）（小松委員）
3. 癩予防協会（昭和6年）（小松委員）
4. 本妙寺事件（昭和15年）（泉委員 or 小松委員）
5. 県警および県医師会、熊大医学部とのかかわり（泉委員 or 小松委員）
6. 皇室と慰問、来園（小松委員）
7. 療養所の国立移管（昭和16年）（小松委員）
8. 戦争の激化と無らい県運動（内田委員長 or 小松委員）

第三章 戦後編

1. 優生保護法の成立（昭和23年）（泉委員）
2. 菊池事件（昭和26年）（国宗協力員）
3. 菊池医療刑務所開所（昭和28年）（泉委員）
4. 黒髪校事件と教育問題（昭和29年）（泉委員）
5. らい予防法闘争の中で（小松委員）
6. 保健所と衛生行政の変遷（塚本協力員）
7. 一千床増床と「無らい県運動」の継続（小松委員）
8. 啓発・入所勧奨・収容（教育・宗教・報道）（ ）
9. 療養所と周辺の様相（ ）
10. 三園長証言とらい予防法の成立（小松委員）

第四章 関連事項

1. 熊本県行政の変遷（市町村の動きを含む）（塚本協力員）
2. 関連学会・国際会議の変遷（小松委員）
3. 恵楓園の建物（監禁室、隔離の門など…）（齋藤協力員）
4. 各界の役割（内田委員長）（総括）
 - ・マスコミ（泉委員）
 - ・宗教界（齋藤協力員）
 - ・法曹界（国宗協力員）
 - ・福祉界（ ）
 - ・教育界（ ）
 - ・医療界（小松委員）
 - ・保健所（塚本協力員）

第五章 現代におけるハンセン病の課題

1. ハンセン病国家賠償訴訟（遠藤委員、国宗協力員）
2. ホテル宿泊拒否事件（遠藤委員、泉委員）
3. ハンセン病問題基本法（遠藤委員、国宗協力員）
4. 患者の権利の保護（内田委員長）

第六章 ハンセン病問題の解決に向けて

1. 県および国における啓発活動の歴史（遠藤委員）
2. これからの啓発活動（遠藤委員）
3. 啓発のためのシステムの整備（内田委員長、遠藤委員）
4. 差別防止のためのシステムの整備（内田委員長、遠藤委員）

○聞き取り調査原稿（別冊）

○参考資料（別冊）

今後必要となる調査について

1 調査項目等

	調査担当	調査内容
1	井上、本田、森、楠本協力員	熊本県におけるマスコミのハンセン病関係の報道を調査し、各期における特徴を整理、マスコミの課題など。
2	小松委員	熊本県の医療界がハンセン病強制隔離政策において果たした役割を検証する。
3	塚本協力員	熊本県の保健所がハンセン病強制隔離政策において果たした役割を検証、自治体史の調査
4	齋藤協力員	宗教が無らい県運動に果たした役割
5	国宗協力員	ハンセン病国賠訴訟、患者家族の被害全般

2 県実施の調査

	調査協力先	調査内容	備考
1	保健所	各保健所に対し、関係資料の保存について、文書により照会	
2	市町村	県内市町村に対し、関係資料の保存について、文書により照会	
3	熊本県警察本部	調査内容について、事前協議後、文書により照会	
4	熊本県教育委員会	調査内容について、協議済み	

記録作成までのスケジュール

年	月	内 容
H23	1月	第1回熊本県「無らい県運動」検証委員会 【作成方策の決定】
	2月	・聞き取り調査 ・構成案、協力員及び追加調査に関する各委員からの意見の取りまとめ
	3月	第2回熊本県「無らい県運動」検証委員会 【構成、執筆担当等の決定】
	4月	・県、各委員等による追加調査 ・各委員等による執筆により原稿案を作成
	5月	
	6月	
	7月	書面による進捗状況の調査
	8月	
	9月	第3回熊本県「無らい県運動」検証委員会 【原稿案の協議】
	10月	・各委員からの意見の取りまとめ、原稿の編集等
	11月	第4回熊本県「無らい県運動」検証委員会 【原稿案の最終協議】
	12月	・検証委員会報告書(仮)原稿編集
H24	1月	
	2月	
	3月	・検証委員会報告書(仮)原稿作成終了

必要に応じて各委員と個別に内容を協議

